

準備書についての県関係機関からの質問等

資料3

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
1	1 事業計画	自然保護課	1-5頁の図1.1.2の地図を縮尺1万分の1以上の地図とされたい。 (長野県環境影響評価条例施行規則第15条第3項)	指摘のとおり評価書で掲載します。
2	1 事業計画	環境政策課	1-10~1-11頁の4)環境保全の方針と主な保全対策について、温室効果ガス等については、一般的な保全対策で対応する項目として選定していることから、温室効果ガスに関する保全対策を具体的に記載願います。	温室効果ガス対策は、評価書で、1-11頁 20.に以下のとおり追記します。 「温室効果ガスについては、排ガス対策重機の使用、作業方法の指導(アイドリングを止める、空ふかし等をしない)、工事車両の運行について丁寧な運行を行うことにより、排出抑制対策を実施します。」
3	1 事業計画	自然保護課	1-11頁の13中、「水質汚濁法」を「水質汚濁防止法」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
4	1 事業計画	自然保護課	1-11頁の17中、「郷土種」を「在来種」に、「緑化を行い、要注意外来生物を使用しません。」を「緑化を行います。」に、18中、「採取禁止植物」を「指定希少野生動植物」に修正されたい。	17. については、事務所委員会において、「在来種」ではこの地域特性が反映されないため「郷土種」とするよう特に指導を受けた記述であるため、このままの記述とします。 18. については指摘のとおり評価書に記載します。
5	1 事業計画	森林政策課	1-11頁の19について、本県では「長野県森林景観形成ガイドライン」を定めていないので、本文を見直しされたい。	「長野県森林景観形成ガイドライン」に準じて」を削除します。
6	2 地域の概況	自然保護課	2-4頁、本文4行目、「林業」は「農業」ではないか。	指摘のとおり評価書に記載します。
7	2 地域の概況	下伊那地方事務所環境課	2-19頁の図2.1.5の凡例中、「梅平(八重河内簡給)」を「梅平(八重河内簡水)」に、「此田(八重河内飲供)」を「此田(八重河内簡水)」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
8	2 地域の概況	水大気環境課	2-23頁の表2.1.12中、「8,272」を「11,326」に、「5,353」を「6,700」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
9	2 地域の概況	生活排水課	2-23頁の表2.1.13中、「107.9」を「107.2」に、「93.2」を「95.1」に、「86.4」を「88.6」に、「2.0」を「1.9」に、「75.7」を「77.9」に、「2,190.9」を「2,184.6」に、「1,963.4」を「1,998.6」に、「89.6」を「91.5」に、注1)の「18年」を「19年」に、出典の「平成18年版ながの県勢要覧(平成19年：長野県企画局情報政策課)」を「長野県ホームページ」に修正し、「9)」を削除されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
10	2 地域の概況	自然保護課	2-25頁以降の「法令による指定及び規制等の状況」と「地域の環境に係る方針等の状況」について、項目を再確認されたい。(現行版のように網羅的に載せるのであれば、大気汚染防止法排出基準、土壌汚染対策法、廃棄物処理法、公害防止条例が欠落)	指摘のとおり評価書に記載します。
11	2 地域の概況	水大気環境課	2-47頁の「(29)悪臭防止法に基づく規制基準及び指定地域の状況」中、「表2.1.26(1)」を「表2.1.26」に、「規制基準を定められており、その制度の導入を行っています。敷地境界線の地表における規制基準及び規制基準の設定状況を表2.1.26(2)に示します。」を「同法第4条第2項の規定により規制基準を定めることができることになっており、その制度の導入を行っている市町村があります。」に、「悪臭物質の両規制基準」を「悪臭に係る規制基準」に修正されたい。 2-48項の「表2.1.26(1)」を「表2.1.26」に、「表2.1.26(2)」は削除されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
12	2 地域の概況	森林づくり推進課	2-48～50頁の保安林区域を最新のものに変更されたい。(現在平成19年版が出ている。)	指摘のとおり評価書に記載します。
13	2 地域の概況	建築指導課	2-57頁の「(7)長野県景観条例」、2-58頁の表2.1.27について、平成20年1月1日から飯田市景観条例が施行され、長野県景観条例が適用除外となったため、飯田市景観条例の概要を記載されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
14	2 地域の概況	廃棄物対策課	2-61～2-62頁の(12)長野県廃棄物処理計画について、平成19年3月に「長野県廃棄物処理計画(第2期)」が策定されているので、第2期計画の65～67頁、88～90頁等を参考に内容を修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
15	2 地域の概況	自然保護課	2-132頁の表2.2.15(1)中、「ミズラモグラ」の「長野RED」欄は「Ⅱ類」とし、「注1」は「種名」の欄に()書きで記載。また、「国RED」の欄に「準絶滅」と追記されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
16	2 地域の概況	自然保護課	2-133頁の表2.2.15(2)中、「イナオサムシ」の「長野RED」欄は「個体群」とし、「注2」は「種名」の欄に()書きで記載されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
17	2 地域の概況	自然保護課	2-134頁の表2.2.15(3)中、「南アルプス(注4)」を「南アルプス(注3)」に、注1の解説中「亜種シナノミズラモグラ」を「国REDでは亜種シナノミズラモグラ」に、「長野RED(準絶滅危惧種)」は削除し、注2の解説中、「交雑地域個体個体群」を「交雑地域個体群」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
18	3 影響境要因・環境要素及び環境影響評価の項目	自然保護課	3-1頁の[項目]欄中、「触れ合い活動」を「触れ合い活動の場」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
19	3 影響境要因・環境要素及び環境影響評価の項目	自然保護課	3-10頁の表3.2.2中、「コンクリート工事・舗装工事」の「水象」欄について、項目の選定結果が方法書から変更されているので、凡例に従って下線を加えること。また、「影響要因の選定の理由及び重点化・簡略化などの理由」欄に変更の理由を追記されたい。	コンクリート工事・舗装工事は水象に影響与える要因とはならないため、誤記です。「※」を削除します。
20	4-1 大気質	水大気環境課	4-1-6頁の表4.1.7中、「0.20mg./m ³ 」を「0.20mg/m ³ 」に、「0.10mg./m ³ 」を「0.10mg/m ³ 」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
21	4-2 騒音	環境保全研究所	4-2-11頁の「③予測条件」について、「実効騒音レベルとの評価量の差(ΔL)」の設定値がいきなり書かれているが、この設定値とした理由を記載されたい。	評価書で出典を記載します。 「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007”」(日本音響学会)
22	4-2 騒音	自然保護課	4-2-25頁中、「・」を「5)」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
23	4-4 水象	飯田建設事務所	4-4-15頁の「5)予測結果」中、「表4.4.9に示すとおり河川流量の減少量は小さい」とあるが、表4.4.9で小嵐川下流坑口部を例にとると、「トンネルに起因する減少量」は「湧水量・流量」に対して4～26%の範囲にあり、無視できるほど小さい変化とは言えないので、「小さい」と判断する根拠について具体的な説明を加えた方がよいのではないか。	4-4-15頁4行目の「水量の減少量は小さい。」を「水量の減少割合は、4～26%です。」とし、利水及び水面利用への影響は小さい旨を評価書に記載します。
24	4-6 植物	自然保護課	4-6-5頁以降の表4.6.3について、「外来種」欄以外の注釈も記載されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
25	4-6 植物	自然保護課	4-6-14頁の表4.6.4中、根拠とする法令・条例及び文献の記号欄の「保存」の次に「長野県条例」の項を加え、同項の名称欄には「長野県稀少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)」と、ランク区分の記号欄には「特指定」、「指定」と、それぞれに対応する名称欄には「特別指定希少野生動植物」、「指定希少野生動植物」と記載願います。また、同表の根拠とする法令・条例及び文献の記号欄中、「国RED」を「環境省RED」に、「長野RDB」を「長野県RED」に、「静岡RDB」を「静岡県RED」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
26	4-6 植物	自然保護課	4-6-16、4-6-17頁、図4.6.1、「植生の調査地域」を凡例と同じ太い黒線を表示されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
27	4-6 植物	自然保護課	4-6-22頁の表4.6.8の選定基準の保存欄と環境省RED欄の間に「長野県条例」欄を加え、同欄のヤマシャクヤク、ヤマユリ、ユウシュウラン、カヤランの各項に「指定」と記載されたい。	指摘のとおり評価書に記載します(25関連事項)
28	4-6 植物	自然保護課	4-6-22頁の表4.6.8の注目すべき植物の選定について、注目すべき選定理由が注目種に選定されているためとありますが、表に即した説明を記載されたい。(以下動物についても同様)	36にて説明します。
29	4-6 植物	自然保護課	4-6-37頁の(27)ヤマユリの工事による影響中、「なお、長野県では、ヤマユリは採取禁止植物に指定されており、工事による消失が確定した場合には、学識経験者の指導の元、移植検討を行い適切に保全します。」を「工事により消失する2地点については、影響を低減するために保全対策を検討します。」と記載してはどうか。 同じく(27)ヤマユリの存在・供用による影響中、「可能性ががあります。ただし、残りの23地点の生育地の日射量や水環境は改変されず、類似した環境が広く残るため、本種の生育環境は保全されると予測されます。」を「可能性があり、本種の生育環境への影響があると予測されます。」と記載してはどうか。	県条例で、「指定希少野生動植物種」に指定されているため、指摘のとおり評価書に記載します。
30	4-6 植物	自然保護課	4-6-47頁の表4.6.9(2)の27ヤマユリの保全対策の必要性欄中、「50m以内にあり水環境が」を「50m以内にあり日射量や水環境が」に、「可能性がありますが、残りの23地点は改変区域から50m以上離れたており、生育地は多く残るため、生育環境は保全されると予測されることから保全対策は検討しません。」を「可能性があり、生育環境への影響があると予測されることから保全対策を検討します。」に修正、影響時期欄は「工事中及び供用後」と記載してはどうか。	指摘のとおり評価書に記載します(29関連事項)
31	4-6 植物	自然保護課	4-6-49頁の表4.6.10中、保全対策の対象欄の「ヒメニラ」の次に「ヤマユリ」の項を加え、同項の影響時期欄に「工事中」、「存在・供用」と、それぞれの予測される影響欄に「工事により28地点中2地点の生育地が消失し、3地点が工事に伴う日射量等の変化により間接的影響を受けると予測されます。」、「3地点が道路の存在・供用に伴う日射量等の変化により、間接的影響を受けると予測されます。」と記載してはどうか。	指摘のとおり評価書に記載します(29関連事項)

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
32	4-6 植物	自然保護課	4-6-49頁の備考欄中、注目すべき種の選定基準欄に「長野県条例：指定種 長野県RDB：準絶滅」と記載。同表備考)中、「根拠とする文献」を「根拠とする条例・文献」に修正し、「国RED」の前に「長野県条例：長野県希少野生動植物保護条例」を加え、「ランク区分」の「IA」の前に「指定種：長野県条例指定希少野生動植物」を追加されたい。	指摘のとおり評価書に記載します(25関連事項)
33	4-6 植物	自然保護課	4-6-50頁の本文中、「ヒメニラ、」を「ヒメニラ、ヤマユリ、」に修正し、表4.6.11中、保全対策の対象欄の「ヒメニラ」の次に「ヤマユリ」の項を加え、保全対策欄、実施場所欄及び実施時期欄に「ヒメニラ」の項と同じ内容を記載してはどうか。	指摘のとおり評価書に記載します(29関連事項)
34	4-6 植物	自然保護課	4-6-51頁の本文中、「ヒメニラ、」を「ヒメニラ、ヤマユリ、」に修正し、表4.6.12中、保全対策の対象欄の「ハルトラノオ ヒメニラ」を「ハルトラノオ」に修正し、その次に「ヒメニラ ヤマユリ」の項を加え、予測結果の見直し欄に「土地の改変等により消失する個体及び生育状況の監視により影響が確認された場合に、移植を行うことにより、影響が小さくおさえられます。」と、保全対策の実施時期欄は「工事実施前～供用後」と記載し、実施方法欄、保全対策の種類欄、効果の不確実性の程度欄及び副次的な環境影響欄については「イワオモダカ」の項と同じ内容を記載してはどうか。	指摘のとおり評価書に記載します(29関連事項)
35	4-7 動物	自然保護課	4-7-31頁の表4.7.15中、略称欄の「保存」の次に「長野県条例」の項を加え、同項の選定基準欄には「長野県希少野生動植物保護条例(2003)」と、記号欄には「特指定」、「指定」と、それぞれに対応するカテゴリ区分欄には「特別指定希少野生動植物」、「指定希少野生動植物」と記載されたい。	指摘のとおり評価書に記載します(25関連事項)
36	4-7 動物	自然保護課	4-7-31頁の表4.7.15注目すべき種の選定基準に「第2回自然環境保全基礎調査(昭和56年：環境庁)」が記載されていますが、選定基準に対する位置付けが不明です。	第2回自然環境保全基礎調査の調査対象種は、文献資料において注目すべき種として選定しました。 動物及び植物の予測評価にあたっては、希少性及び絶滅のおそれの有無の観点から対象種を選定するため、第2回の調査対象種のうち絶滅の恐れのある種は条例やレッドリストで網羅されていると判断し、「第2回」は注目すべき種(予測評価対象種)の選定基準からは除外して、評価書に記載します。
37	4-7 動物	自然保護課	4-7-1頁の1(1)本文2行目「既存文献調査」は「現地調査」ではないか。	指摘のとおり評価書に記載します。

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
38	4-7 動物	自然保護課	4-7-36頁の表4.7.20の選定基準の保存欄と環境省RED欄の間に「長野県条例」欄を加え、同欄の(クビワコウモリ)の項に「指定」と記載されたい。	指摘のとおり評価書に記載します(25関連事項)
39	4-7 動物	自然保護課	4-7-37頁の表4.7.21の選定基準の保存欄と環境省RED欄の間に「長野県条例」欄を加え、同欄のクマタカの項に「指定」と、イヌワシの項に「特指定」と記載されたい。	指摘のとおり評価書に記載します(25関連事項)
40	4-7 動物	自然保護課	4-7-37頁の表4.7.21中、「ヤマドリ」について、「狩猟鳥であること」だけでは、予測対象としなかった理由としては不十分なため、理由について再検討されたい。	「静岡県の選定種ですが、長野県では普通種であることから予測対象とはしません。」と、指摘のとおり評価書にて記載します。
41	4-7 動物	自然保護課	4-7-38頁の表4.7.22の選定基準の保存欄と環境省RED欄の間に「長野県条例」欄を加え、同欄のアカイシサンショウウオの項に「指定」と記載されたい。	指摘のとおり評価書に記載します(25関連事項)
42	4-7 動物	森林づくり推進課	4-7-56頁の(7)クマタカの「生息基盤の利用状況」欄で「平成13年から平成17年までは繁殖を途中放棄」とあるが、「工事による影響」欄の<繁殖行動への影響>では、「平成14年に繁殖が確認」とあり、矛盾しているように読める。(4-8-41頁の該当欄には「平成14年に繁殖が確認」の記述はない。)	平成14年は平成18年の間違いであり、評価書に記載します。
43	4-7 動物	森林づくり推進課	4-7-56頁の(7)クマタカについて、平成12年に営巣が確認されたトンネル坑口予定地から約300m離れた巣をいつまで使っていたかが明確でない。最近まで使っていたのであれば崩落しても手直しして利用する可能性もあることから、事後調査において監視すべきではないか。	平成13年以降は使用していませんので、その旨を明記します。事後調査においては、平成12年に営巣した場所も含めた範囲について監視を行います。
44	4-7 動物	環境保全研究所	4-7-56頁のクマタカの予測結果について、調査結果の詳細が準備書に記載されていないため、準備書の記載内容だけでは以下のように判断してよいか疑問。(4-8-41頁も同様。) ・「営巣木から約1km離れているため、営巣中心域から外れている」 ・「クマタカの出現頻度は、巣の標高より低標高地では低く、本種が改変区域の標高を利用する頻度は低いと推定」される ・「対象道路は、クマタカの営巣中心域から外れている」 ・「構造物が存在しても繁殖環境は保全され、クマタカの実施区域の標高についての利用頻度は低いと推定されることから、道路の存在による採餌環境への影響は小さい」	詳細を内部資料として提示することは可能ですが、飛翔範囲等を評価書へ記述することはできません。 ①「営巣中心域から外れている」 繁殖を行った平成18年9月～3月の幼鳥の位置及び成鳥の監視位置から、営巣中心域の推定を行った結果、実施区域は営巣中心域から外れていることが確認されました。 ②改変区域の標高を利用する頻度は低い クマタカ利用高さの調査結果から谷底を利用する頻度は低いと言えます。 ③構造物が存在しても繁殖環境は保全される 上記①及び②から、平面的には営巣中心域から外れており、横断的にも、構造物の存在する標高の利用頻度は低いこと及び、近隣の事例でもトンネル坑口上部で繁殖している個体が存在することから、構造物が存在しても繁殖環境は保全されると予測されます。

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
45	4-7 動物	自然保護課	4-7-105頁の表4.7.29及び4-7-106頁の表4.7.30のクマタカの項中、「順応」とはどうか？また、4-7-105頁の表4.7.29及び4-7-106頁の表4.7.30のヒダサンショウウオ及びアカイシサンショウウオの項中、「移植」を「移動」に、「移植する」を「移動させる」に修正されたい。	・「順応」とは、近隣の他事例の橋梁工事で、工事中に繁殖を継続した事例があり、工事に対して順応していると考えられたため、工事に次第に慣れさせると言う意味で使用しました。「順応」は「馴化」と記載します。 ・「移植」は、長野県環境影響評価技術指針マニュアル(以下「技術指針マニュアル」)の記述に基づき、「移動」とします。
46	4-8 生態系	自然保護課	4-8-78頁の表4.8.27及び4-8-79頁の表4.8.28のクマタカの項中、「順応」とはどうか？また、4-8-78頁の表4.8.27及び4-8-79頁の表4.8.28のヒダサンショウウオ・タゴガエルの項中、「移植」を「移動」に、「移植する」を「移動させる」に修正されたい。	45と同様の考え方です。
47	4-8 生態系	自然保護課	4-8-83頁～4-8-84頁の文献又は資料の13)以降の「・」について、番号を付けて修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
48	4-9 景観	環境政策課	4-9-12頁の保全対策について、(1)に主要な景観に係る保全対策の必要性についての検討結果を、(2)に保全対策の内容をそれぞれ表形式で記載し、(2)に掲載してある表4.9.8は、(3)に記載されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
49	4-9 景観	自然保護課	4-9-13頁の「(1)評価の方法」中、「事業計画の検討経緯を踏まえ」を「保全対策の検討経緯を踏まえ」に修正されたい。(他の保全対策を実施する環境要素と同様)	指摘のとおり評価書に記載します。
50	4-10 触れ合い活動の場	自然保護課	4-10-2頁の表4.10.1の「名称」欄では、「遊歩道(青崩峠～ヒョー越)」と「熊伏山登山道」が併記されているが、4-10-8頁の表4.10.3(6)の名称は「熊伏山登山道」のみとなっているので、整合をとられたい。また、2-144～2-145頁の図2.2.13では、図中の表記が「青崩峠～ヒョー越峠」、凡例が「青崩峠～ヒョー越」となっているため、こちらも整合をとられたい。	表4.10.1の、「遊歩道(青崩峠～ヒョー越)」と「熊伏山登山道」を二段に分けて、「遊歩道(青崩峠～ヒョー越)」現地調査対象欄を「×」にします。 図2.2.13は「青崩峠～ヒョー越」に統一します。
51	4-10 触れ合い活動の場	自然保護課	4-10-16頁の保全対策について、(1)に主要な触れ合い活動の場に係る保全対策の必要性についての検討結果を、(2)に保全対策の内容をそれぞれ表形式で記載し、(2)に掲載してある表4.10.8は、(3)に記載されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
52	4-11 廃棄物等	廃棄物対策課	4-11-1頁の廃棄物等について、残土、アスファルト塊、コンクリート塊のほか、橋梁・高架部分の工事等において、発生が想定される伐根材、伐採木についても記載されたい。	「伐根材、伐採木」については、4-11-1頁の下から4行目を「現段階では発生量を予測しえない建設工事に伴う副産物(伐根材、伐採木等)の発生」と、評価書に記載します。

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
53	4-11 廃棄物等	環境保全 研究所	残土中に含まれる有害物質の調査(4-11-1~4-11-3頁)について、方法書3-44頁では、「残土中に含まれる有害物質の有無については、河川の底質調査を行い、推定」と記述され、準備書1-10頁①4では、工事中に汚染土壌が確認された場合の対処について記述されているが、準備書第4章第11節廃棄物等では、調査についての記述がないので、残土中に含まれる有害物質の調査を行い、安全性を確認されたい。	トンネルずりの有害物質については、一般的対策の14.の項の記述において、出水対策だけでなく、掘削ずりの有害物質の調査を行うことを追記します。
54	4-11 廃棄物等	自然保護 課	4-11-3頁の表4.11.4中、「実施内容」では「再利用の推進」、下から3行目では「再利用の促進」となっているので、整合をとられたい。(要約書では推進) また、下から3行目の「環境保全措置」を「保全対策」に修正されたい。	評価書では「推進」に統一します。 指摘のとおり評価書に記載します。
55	5 総合評価	自然保護 課	5-14頁、表5.1.1(13)の予測結果欄の保全対象欄の「ヒメニラ」の次に「ヤマユリ」の項を加え、同項の予測される影響欄に「工事により28地点中2地点の生育地が直接改変により消失し、工事及び道路の存在・供用に伴う日射量や水環境等の変化により3地点が間接的影響を受けると予測されます。」と、注目すべき種の選定基準欄に「長野県条例：指定 長野県RDB：準絶滅」と記載願います。	指摘のとおり評価書に記載します(29関連事項)
56	5 総合評価	自然保護 課	5-14頁、表5.1.1(13)の予測結果欄の「ユウシュンラン」の項の注目すべき種の選定基準欄の「国RED」の前に「長野県条例：指定」を追加されたい。同表の予測結果欄の表の欄外中、「根拠とする文献」を「根拠とする条例・文献」に修正し、「国RED」の前に「長野県条例：長野県希少野生動植物保護条例」を加え、「ランク区分」の「I A」の前に「指定：長野県条例指定希少野生動植物」を追加されたい。	指摘のとおり評価書に記載します(25関連事項)
57	5 総合評価	自然保護 課	5-14頁、表5.1.1(13)の保全対策欄の「ヒメニラ」の次に「ヤマユリ・必要に応じて移植」を追加願います。	指摘のとおり評価書に記載します(29関連事項)
58	5 総合評価	自然保護 課	5-15頁、表5.1.1(14)の予測結果欄の「クマタカ」の項の注目すべき種の選定基準欄の「国内」の次に「長野県条例：指定」を追加。同表の保全対策欄の「ヒダサンショウウオ」及び「アカイシサンショウウオ」の項中、「移植」を「移動」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します(25関連事項)

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
59	5 総合評価	自然保護課	5-17頁、表5.1.1(16)の保全対策欄の「ヒダサンショウウオ、タゴガエル」の項中、「移植」を「移動」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
60	6 事後調査計画	自然保護課	6-1頁の表6.1.1(1)の植物の項中、工事及び道路の存在・供用により間接的影響を受けると予測されるものとして「イワオモダカ」のほか、「ヒメニラ、ヤマユリ」を追加し、工事中だけでなく供用後についても事後調査計画を記載。また、同じく同表の植物の項中、工事により消失するものとして「ハルトラノオ、ヒメニラ」のほか「ヤマユリ」を追加し、事後調査計画を記載されたい。	指摘のとおり評価書に記載します(29関連事項)
61	6 事後調査計画	自然保護課	6-2頁の表6.1.1(2)の動物の項中、「クマタカ」について、調査方法欄の「工事中」を「工事前から工事期間中」に、「繁殖の確認状況を把握」を「繁殖状況を確認」に修正されたい。(生態系の項についても同じ。)	指摘のとおり評価書に記載します。
62	6 事後調査計画	自然保護課	6-2頁、表6.1.1(2)の動物の項の実施理由又は非実施理由欄、調査地点欄、調査方法欄並びに調査時期及び期間欄中、「アカイシサンショウウオ」及び「ヒダサンショウウオ」に係る部分並びに同表生態系の項の実施理由又は非実施理由欄、調査地点欄、調査方法欄並びに調査時期及び期間欄中、「タゴガエル」及び「ヒダサンショウウオ」に係る部分について、「移植」を「移動」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。

準備書要約書についての県関係機関からの質問等

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
1	2 地域の概	自然保護課	概n2-3頁の9の内容欄中、「策定」を「策定及び指定」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。
2	4 予測及び評価の結果	自然保護課	概n4-5頁の植物の調査結果の注)中、「動物」を「植物」に修正されたい。	指摘のとおり評価書に記載します。